

# 走行ギヤが入った状態でエンジンを始動するべからず

車両や自走式機械の走行レバーやギヤが前進、後進などに入った状態でエンジンを始動すると、急に動きだして運転席から放り出されたり、挟まれたりする事故につながりますので行わないでください。

## 注意

1. 車両のエンジン始動では、運転席に座ってサイドブレーキが引いてあることを確認し、変速機のレバーをP又はN（中立）の位置にして、クラッチペダルがある場合は一杯に踏んだ状態で始動する。（発進事故を防止してください。）
2. 不整地運搬車やローラー類などの自走する機械では、エンジンを始動する場合、変速レバーがN（中立）の位置にあることを確認してからエンジン始動を行ってください。
3. 搭乗式の機械では、運転席以外でエンジン始動を行うことは大変危険ですので行わないでください。

